



安全管理規程

平成28年5月1日改訂版



株式会社アイソネットライン

安全管理規程

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という）は、貨物自動車運送事業法第 15 条及び第 16 条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。（別添 1 参照）

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、株式会社アイソネットライン（以下「当社」という）の輸送事業に係る業務活動に適用する。但し基本的には名糖運輸株式会社（以下名糖運輸）のグループ関係会社として、名糖運輸の安全管理規程の運用を行う。

第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(輸送の安全に関する基本方針)

第 3 条 社長は、輸送の安全の確保のために以下の事項を行う。

1. 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を各部署へ徹底する。
2. 安全方針を設定し各部署に周知する。
3. 安全方針に沿って具体的な施策を実施するために、各営業所に対し安全目標を設定させる。
4. 重大な事故等への対応を確実に行う。
5. 運輸安全マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するとともに、輸送の安全を確保するために必要な経営資源（人員、情報、設備等）を提供する。
6. マネジメントレビューにより運輸安全マネジメントシステムを定期的に見直すとともに、継続的改善を行う。

(社長の責務)

第 4 条 社長の責務を以下に示す。

1. 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な処置を講じる。
3. 輸送の安全の確保に関し、取締役の内、貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の六に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を任命する。（別添 2 参照）
4. 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
5. 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(安全統括管理者の責務)

第 5 条 安全統括管理者の責務を以下に示す。

1. 全社員（従業員、作業員、及び派遣社員等を含む）に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底する。
2. 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持する。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を確実に実施する。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、各部署に対し周知を図る。
5. 輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善処置を講じる。
6. 運行管理・整備管理が適正に行われるよう、運行管理者・整備管理者を統括管理する。
7. 輸送の安全を確保するため、全社員に対して必要な教育・訓練を行う。
8. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、マネジメントレビューのための参考情報として社長に報告する。
9. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行う。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社内組織)

第 6 条 輸送の安全に関する社内組織を以下に示す。

1. 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - (1) 安全統括管理者（第7条参照）
 - (2) 運行管理者（「運行管理規程」参照）
 - (3) 整備管理者（「整備管理規程」参照）
 - (4) 添乗指導員
 - (5) その他必要な責任者
2. 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所内各部門を統括し、指導監督を行う。
3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故・災害等に対応する場合も含め、別表1「安全管理組織図」に示す。（営業所用例は別表2参照）

(安全統括管理者の選任及び解任)

第 7 条 安全統括管理者の選任及び解任について以下の通り定める。

1. 社長は、第4条3項に基づき安全統括管理者を任命する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
3. 安全統括管理者を選任したとき又は解任したときは、遅滞なく届出を行う。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 8 条 輸送の安全に関する重点施策を以下の通り定める。

1. 営業所長、本社スタッフは、輸送の安全に関する基本方針（第 3 条参照）に基づき、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
2. グループ間で密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
3. 外注先を利用する場合にあっては、外注先の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、外注先と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、外注先の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標設定)

第 9 条 年度安全目標の設定を以下の通り行う。

1. 安全統括管理者は社長のマネジメントレビューの指示を受け、3月に次年度の年度安全目標を設定し各部署へ周知する。(年度安全目標：様式「安全統括管理者用」を用いる。)
2. 安全統括管理者は、営業所長に対し、前条の重点施策と年度安全目標を達成するために、年度安全目標を設定させ、承認し実行させる。
(年度安全目標：様式 5「営業所【関係会社用】」を用いる。)

3. 上記1～3で設定される年度目標は、数値化され、達成度が判定可能でなければならない。
4. 営業所長は、毎年3月に年度安全目標の結果をまとめ、安全統括管理者に報告する。(達成度報告書：様式6「営業所【関係会社用】」を用いる。)
5. 安全統括管理者は前項の年度安全目標の達成度報告書を承認し、社長に提出する。また、この結果をマネジメントレビューの参考情報として扱う。

(輸送の安全に関する実施計画)

第 10 条 営業所長は、前条に掲げる年度安全目標を達成するための月次管理として、各部署における具体的な実施計画を「営業計画書」にて計画し、その実施結果を「営業報告書」にて報告する。(営業計画書は名糖運輸グループ共通書式を用いる。)

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 営業所長は、輸送の安全に関する基本方針(第3条参照)に基づき、年度安全目標(第9条参照)を達成すべく、実施計画(第10条参照)に従い、重点施策(第8条参照)を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達を以下の通り定める。

1. 当社は、所長会議、安全・品質担当者会議、各営業所で実施する安全衛生委員会、役職者会議等を通じて、経営者層と現場の運行管理者、整備管理者及び運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

2. 社長は所長会議を主催する。
3. 安全統括管理者は運輸安全マネジメントシステムの以下の情報を所長会議で伝達共有する。
 - (1) 運輸安全内部監査の結果に関する事項。
 - (2) 輸送の安全に関わる法令諸規則の励行に関する事項。
 - (3) 輸送の安全を推進するために必要な情報の入手と従業員への伝達及び社内への発表。
 - (4) マネジメントレビュー

- (5) 輸送の安全の確保、並びに事故及び災害予防の教育啓蒙に関する事項。
- (6) 社外への公表に関する事項。
- (7) その他必要な事項。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故・災害等に関する報告連絡体制を以下の通り定める。

- 1. 営業所長は、事故・災害等に関する報告を「自動車事故報告書：様式 1」「労災事故報告書：様式 1」にて社長、名糖運輸及び社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
- 2. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、前項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 3. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号 運行管理規程参照）に定める事故・災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。
- 4. 事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制の詳細を「運行管理規程」に定める。
- 5. 事故・災害等に対する再発防止については第 16 条に基づき実施する。

(輸送の安全に関する教育・訓練)

第 14 条 輸送の安全に関する教育・訓練について以下の通り定める。

- 1. 営業所長は、「運輸安全教育・訓練計画書」に基づき、自部署の輸送の安全に関する目標（第 9 条参照）を達成するために必要となる人材育成のための教育・訓練の具体的計画を毎年 3 月に策定し、着実に実施する。
- 2. 輸送の安全に関する教育・訓練には以下のものがある。
 - (1) 運転者に対する法で定められた教育
 - ① 初任運転者に対する特別な指導
 - ② 事故惹起運転者に対する特別な指導
 - ③ 高齢運転者に対する特別な指導
 - ④ 一般的な指導及び監督実施については予め月次での計画を作成したうえで継続的に実施する。（11 項目中、四半期毎に 4 分の 1 程度が終了する様に計画する）
 - (2) 添乗指導
 - ① 新規採用時の選任後と事故発生時の見極め後は、その 6 ヶ月以内に 1 回目、12 ヶ月以内に 2 回目を実施する。
 - ② 50 歳以上の運転者に対しては 1 年に 1 回以上予め計画を立てて実施する。また、年度内に 50 歳となる運転者に対しては年度当初に予

め計画を立ててその年度内に実施する。

③ 一般運転者に対しては2年に1回以上予め計画を立てて実施する。

(3) 新規採用者教育

(4) 事故発生者教育

(5) 適性診断（法定以外は一般運転者に対して3年に1回以上予め計画を立てて実施する。）

① 一般診断「自動車事故対策機構」等

② OD式安全性テスト「電脳」等

③ 運転シュミレーターマシンを使用した診断「損害保険会社」等

(6) 危険予知訓練

(7) 個人面談

(8) 普通救命講習

(9) 運転記録証明書（自動車安全運転センター発行のものを年1回〈過去5年分〉取得し、事故・違反内容の確認及び指導を行ないその内容を記録する。業務中の違反については運転者台帳にも記載する。）

(10) その他の教育・訓練

3. 営業所長は、輸送の安全に関する教育・訓練の記録を「運輸安全教育・訓練実施記録書」等に記載し維持する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第 15 条 輸送の安全に関する内部監査について以下の通り定める。

1. 安全統括管理者は営業所に対し、運輸安全マネジメントシステムの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
2. 重大な事故・災害等が発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
3. 安全統括管理者が指名した者による内部監査で指摘されたものについては「運輸安全内部監査報告一覧表」に基づき、各部署にて是正処置を行う。
4. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討する。

（事故・災害等の再発防止）

第 16 条 事故・災害等の再発防止について以下の通り定める。

事故・災害等が発生させた各部署長は、事故・災害等の応急処置実施後、「自動車事故是正報告書：様式2」「労災事故是正処置報告書・効果確認書：様式2」に基づき輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を講じ、実施した事故是正処置と効果の確認をする。

1. 安全統括管理者は、事故・災害等の情報を必要に応じて水平展開し、他部署

においては同様の事故・災害等を発生させないようにするために「運輸安全予防処置報告書」に基づき予防処置を実施させる。

2. 営業所長は自部署にて少なくとも半期に1回以上、輸送の安全を確保するために「運輸安全予防処置報告書」にて予防処置を講じる。
3. 是正処置及び予防処置は、安全統括管理者を経由し社長に提出する。

(輸送の安全に関するマネジメントレビュー)

第 17 条 輸送の安全に関するマネジメントレビューについて以下の通り定める。なお、マネジメントレビューは原則年1回実施し、必要な場合はその都度実施する。

1. 安全統括管理者は、輸送の安全に関するマネジメントレビューのための参考情報を作成し、社長に報告する。
2. 輸送の安全に関するマネジメントレビューのための参考情報は以下の通りとする。
 - (1) 監査の結果
 - (2) 関係法令等の遵守の確保状況
 - (3) プロセスの実施状況及び活動の適合性
 - (4) 予防処置及び是正処置の状況
 - (5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
 - (6) 運輸安全マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
 - (7) 改善のための提案
3. 社長は、「運輸安全マネジメントレビューのための参考情報報告書」に基づき、改善のための指示を行う。(様式「運輸安全マネジメントレビュー指示書/効果報告書」を用いる。)
4. 安全統括管理者は、社長が承認後速やかに名糖運輸安全統括管理者に報告する。

(輸送の安全に関する情報の公開)

第 18 条 輸送の安全に関する情報の公開について以下の通り定める。

1. 本社事務局は、毎年度、外部に対し以下の情報を本社内で掲示又はホームページで公表する。
 - (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (4) 安全管理規程
 - (5) 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
 - (6) 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
 - (7) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
 - (8) 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
 - (9) 安全統括管理者に係る情報

2. 貨物自動車運送事業法第23条、第26条又は第33条の規定による処分を受けたときは、次に掲げる内容を遅滞なく公表し、その期間は、当該行政を受けた日から3年間を経過する日までとする。

(1) 当該処分の内容

(輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分)

(2) 当該処分にに基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容

(改善指示等)

(輸送の安全に関する記録の管理)

第 19 条 輸送の安全に関する記録の管理について以下の通り定める。

1. 営業所長及び本社スタッフは、運輸安全マネジメントシステムに関する記録について、読みやすく、容易に識別可能で、検索可能であるように維持管理する。
2. 運輸安全マネジメントシステムに関する記録の保管部署及び保管期間については、「運輸安全マネジメント記録一覧表」に示す通りとする。
3. 保管期間の過ぎたものについては半年に1回見直し廃棄する。

(規程の改定)

第 20 条 本規程の改定は名糖運輸「規程等管理規程」に基づく。

(関連規程)

第 21 条 輸送の安全に関する関連規程は以下の通りとする。

運行管理規程	規則集	VI-2
整備管理規程	規則集	VI-3

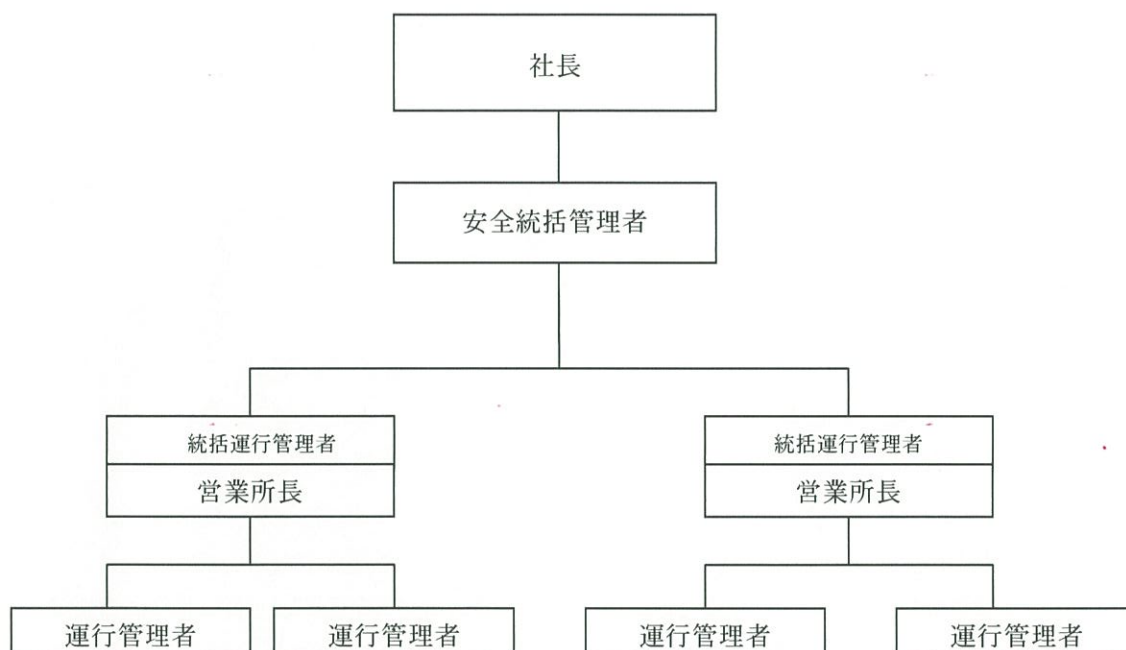
付則

制定及び改定履歴

平成 27 年 8 月 1 日 制定

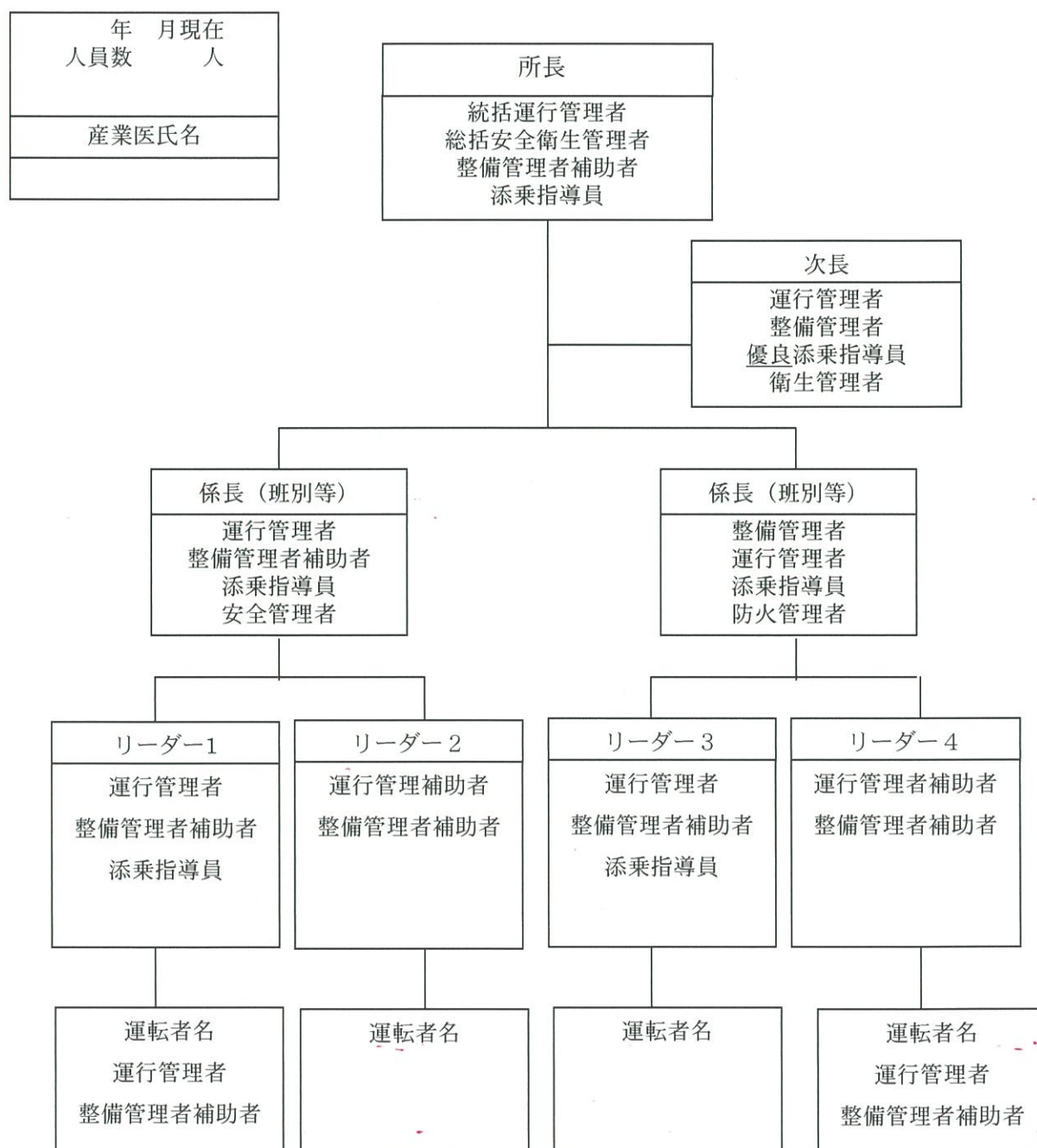
平成 28 年 5 月 1 日 改定 (第 2 版)

〔 安全管理組織図 〕



※安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合は、重大な事故・災害等に対応する事象も含め、他の取締役が代行する。

(営業所用 安全管理組織図 例)



【 別添 1 】

貨物自動車運送事業法抜粋

第十五条（輸送の安全性の向上）

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

第十六条（安全管理規程等）

- 1 一般貨物自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
 - 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
 - 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
 - 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
 - 四 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前3号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。
- 5 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合であって、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

【 別添 2 】

貨物自動車運送事業輸送安全規則抜粋

第二条の六（安全統括管理者の要件）

法第16条第2項第4号（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第16条第7項（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から2年を経過しない者でないこととする。

- 一 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の輸送の安全に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して3年以上従事した経験を有する者
 - イ 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
 - ロ 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
 - ハ イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務
- 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸支局長が認める者